

令和5年度 太田市立北の杜学園 部活動方針

1 目的

本活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に質するもので、スポーツや文化活動に親しませ、生涯に渡って必要な基礎体力と文化的な素養を身に付けるものであるとともに、多様な活動・経験を通して、豊かな人間性を育むことをめざすものである。

2 指導上の留意点

- 学校主体、全教職員で部活動指導にあたる。
- 勝利至上主義に陥ったり、部活動に過熱しすぎたりしないようにする。
- 部活動の指導のみならず、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
- 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- 平日の練習時間や休日練習を適切に設定するとともに休養日を取り入れて、生徒の健康面や学校生活や家庭生活に過度な負担とならないよう配慮する。

3 本校の部活動及び顧問の設置について

(1) 活動について

- 活動は7年生から9年生とする。
- 7年生は、部活見学・仮入部期間を経て部活動集会で入部届を顧問に提出することで、入部となる。
- 平日の活動は、火曜日から金曜日とする。
- 退部については、顧問の先生、担任の先生とよく話し合った上で、退部届を担任の先生からいただき、記入の上、本人が顧問の先生へ提出することで、退部とする。顧問は、担任にその旨を伝える。
- 転部について、退部する部活の顧問の先生、入部する部活の顧問の先生、担任とよく話し合う。仮入部期間を2週間設け、その後、転部届を担任の先生からいただく。記入の上、前顧問の先生から印をいただき、入部をする顧問の先生に提出することで転部とする。顧問は、担任にその旨を伝える。
- 兼部については、兼部をする部活の両顧問の先生に確認し、了承が出れば可とする。

(2) 顧問について

- 顧問は、原則、7～9学年の教諭が担当する。ただし、6学年までの教諭の中で、専門競技力を有していたり、部活動指導に関心を有していたりする教諭は、顧問を行うことができる。
- 各部に顧問、副顧問を配置する。それ以外の教諭で「部活動支援員」を構成する。授業日の出張や休日に都合により、顧問、副顧問が部活動指導を行うことができない場合、部活動支援員が生徒の練習を見守る。

4 部活動名

- ・サッカー部
- ・野球部
- ・男子ソフトテニス部
- ・女子ソフトテニス部
- ・男子バスケットボール部
- ・女子バスケットボール部
- ・男子卓球部
- ・女子卓球部
- ・女子バレーボール部
- ・ダンス部
- ・吹奏楽部
- ・美術部

【学校外での活動】

- ・水泳部
- ・陸上部
- ・剣道部
- ・柔道部

※大会のみ顧問が引率

5 適切な活動時間の設定等について

(1) 週当たりの休養日の設定

○月曜日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上休養日を設定する。

*土・日曜日に両日とも活動できるのは、以下の①②の場合とする。

ただし、2週間を目安に代替休養日を確認し、練習や練習試合での両日の活動は行わない。

① 土・日曜日の両日が大会である。

② 日曜日が大会であるため、その前日に練習が必要である。

(2) 活動時間の設定

○合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除く。

○安全面に配慮し、日没を考慮した終了時刻を設定する。

○土・日曜日の練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。（プレイしている時間を3時間以内と考える。）

(3) 長期休業日の休養日の設定

○長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（夏季：「行事なし」期間、冬季：12/29～1/3）を設ける。

*大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確認する。

(4) 朝練習の実施

- 放課後の練習時間（2時間）が十分に取れる日は、原則として行わない。
- 生徒の健康状態や活動意欲、学習、家庭生活等を配慮した上で実施する。
- 朝練への参加は、希望者のみとし、強制にならないよう配慮する。
- 活動は、7時45分から8時15分までとし、活動日は火曜日から金曜日とする。
- 仮入部期間中の7年生は参加できない。

(5) 活動時間の延長

- 大会やコンクールの1週間前から平日30分まで延長することを認める。ただし、保護者の承諾を得られた生徒のみの参加とする。
- 県大会に団体で出場する場合の延長は、部全体で延長することができる。県大会に個人で出場する場合の延長は、出場する生徒と、その練習に必要な最低人数での延長とする。
- 延長を認める大会や試合等は、部活動方針「8 大会、コンクールの扱い」に記載されているものに準ずる。

(6) 文化部活動について

- 適切な休養日を設定し、生徒のバランスのとれた健全な成長を確保するとともに、過度の練習による生徒の心身の負担の防止、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を確保する。

6 安全管理と事故防止

- 「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」（群馬県教委）を活用した計画的な活動を行う。（発達段階、体力、習得状況に応じた無理のない練習）
- 顧問は、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を行う。
- 校庭や体育館では、安全に活動できるよう、場所の確保を行う。
- 保健体育等の授業などを活用し、生徒自身の安全意識の向上を図る。
- 「熱中症予防指数」「暑さ指数（WBGT）」「高温注意情報（気象庁発表）」等の情報を参考に、練習内容の変更や中止を判断する。
- 事故発生時の緊急体制が有効に機能するために、全職員の役割分担や手順の明確化、AED設置場所の周知徹底を行う。

7 平日の部活動終了時刻

月	部活動終了	完全下校
4	6 : 15	6 : 30
5	6 : 30	6 : 45
6	6 : 30	6 : 45
7	6 : 30	6 : 45
9 (第1、2週)	6 : 00	6 : 15
9 (第3週～)	5 : 30	5 : 45

10	5 : 3 0	5 : 4 5
11	5 : 1 5	5 : 3 0
12	5 : 0 0	5 : 1 5
1	5 : 1 5	5 : 3 0
2	5 : 3 0	5 : 4 5
3	5 : 4 5	6 : 0 0

※ 9月3週以降新人戦が残っている部活動においては6：00終了、6：15完全下校とする。

8 大会、コンクールの扱い

北の杜学園としては、以下の大会（コンクール）を上記文中の大会（コンクール）と見なす。
「春季大会」「総合体育大会」「新人大会」は共通 その他は以下の通り

部名	本校が大会とみなす準大会等		
野球	強化練習大会8月	桐生近接大会9月	
サッカー	強化練習大会8月	市協会長杯1月	太田市フェスティバル2月
バレーボール	協会長杯2月	協会長杯11月	
男女バスケ	県協会長杯11月	太田ジュニアカップ2月	強化練習大会8月
男女ソフトテニ	市インドア大会1月	新人研修大会8月	東毛地区強化練習大会3月
	1年生大会9月		
ダンス	中学生ダンスフェスタ1月	太田ダンスフェスタ3月	女子体育連盟1月
男女卓球	太田オープン大会4月	東毛オープン卓球大会1月	
吹奏楽	東部地区吹奏楽コンクール7月	東部地区アンサンブルコンテスト11月	中学生のための吹奏楽コンサート2月
	太田市吹奏楽フェスティバル7月	太田市アンサンブルフェスティバル12月	新緑コンサート6月
	東部地区ソロコンテスト5月		
陸上	県春季大会6月	全国通信陸上6月	

9 その他

本方針は、北の杜学園「生徒の要諦」の部活動規定、「学校説明会資料」の部活動、及び「太田市部活動方針」に準じるものとする。